

学費の延納について

不慮の災害や経済的理由または家庭の都合等により、納入期限内に学費を納入することができない場合は、延納の許可を受けることができます。

経理課で所定の「一般納入金延期願」を受取り記入・押印の後、学級主任の認印を受け、納入期日までに経理課へ提出してください。この場合、納入期限を60日間延長することができます。

納入延期の許可を受けた者で、特別な理由により許可された期間内に納入することができない場合には、納入の再延期の許可を受けることができます。

改めて、経理課で所定の「一般納入金再延期願」を受取り、学級主任の認印を受け、延期許可期間内に経理課へ提出してください。この場合、納入延期の期限を更に30日以内に限り許可することができます。

ただし、第二部の第2期分および第4期分については、原則として再延期を認めません。

※高等教育の就学支援新制度の授業料等減免制度を申請された場合は納入期限が延期されますため、延納制度をご利用いただけません。詳しくは「高等教育の就学支援新制度の授業料等減免制度利用による納入期限の延期について」をご確認ください。